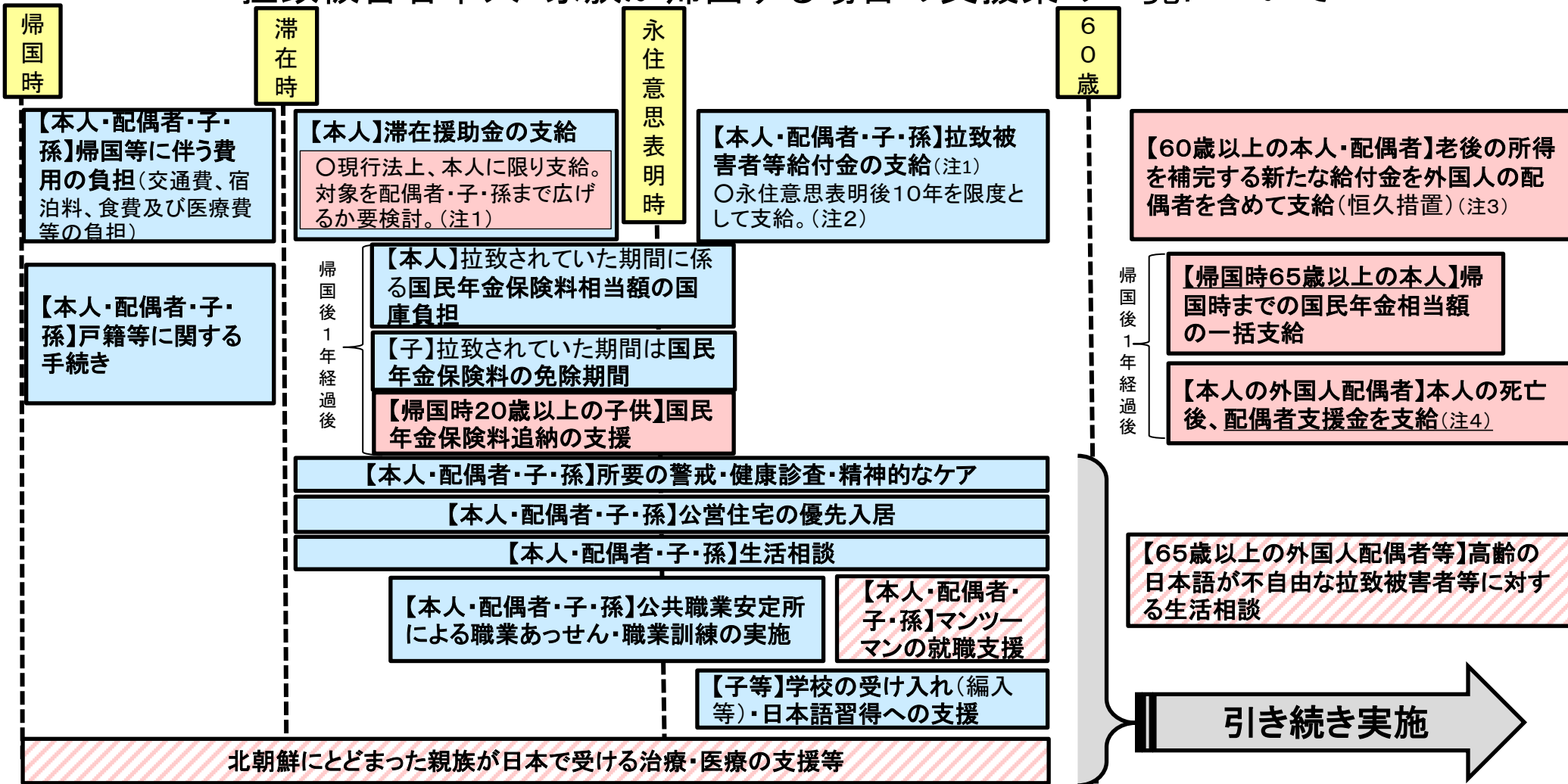


拉致被害者本人・家族が帰国する場合の支援策の一覧について



- 現在の支援策の枠組みで実施
- 検討中のもののうち法律改正が必要と考えられるもの
- 検討中のもののうち予算措置等によるもの

(注1) 滞在援助金及び拉致被害者等給付金：地域手当のような調整措置、子供の配偶者への扶養加算の創設などについて要検討(内閣府令改正)。
 (注2) 現受給者については期限延長を要しないが、今後の帰国拉致被害者等について例外的に支給期限を延長できる余地を残すことについて要検討(法原始附則改正)。
 (注3) 老後の所得を補完する新たな給付金：長期間の拉致により貯蓄が十分でないこと等も勘案して、その水準は高齢者世帯の平均所得等を参考に設定。一定の要件の下、一部を一時金により受給できるようにすることの可否についても検討。
 (注4) 配偶者支援金：老齢基礎年金の3分の2相当額を想定。